

（行政報告）

市本庁舎復旧・復興基本方針について

経営企画部

市本庁舎は、平成４年の竣工以来、約３３年間大規模修繕を行ってこなかったため、施設・設備の老朽化が進んでおりました。そのため、令和７年度から５年をかけて大規模修繕を行う予定でしたが、令和７年５月６日に火災が発生し、市本庁舎全体が使用不能な状態になったものです。

このことにより、令和７年８月に市本庁舎の火害調査を実施し、構造躯体の損傷程度や強度の評価を行いました。調査結果の報告では、補修、補強により再使用が可能とのことであり、建替えの費用等を考慮した結果、改修することが適当と判断いたしました。

改修工事に際しては、今後数十年使用することを想定した上で、これからの庁舎に求められる役割を明確にし、市民が使いやすい庁舎を整備するため、基本方針を定めました。

具体的には、市役所の利用形態の変化や行政サービスのあり方の変化など、将来の社会変化への柔軟な対応が求められるとともに、火災の教訓を生かした防災体制強化と機能充実を目指すものです。

市民に開かれ、防災機能が充実し、行政運営の進化にも対応可能な市本庁舎を整備するための基本方針を策定いたしましたので、報告するものです。